

2014年6月2日

かがやき神戸 職員各位

社会福祉法人かがやき神戸
事務局長 松原建二

ソーシャルメディアネットワークサービスの使用について

ソーシャルネットワークサービス（以下 SNS）とは、twitter や Facebook、Line、ブログなどインターネットを利用したコミュニティーweb サイトのことです。近年 SNS が発達し、気軽にコミュニティーがとれるようになりました。

SNS の使用について、就業規則や守秘義務の契約を守ることはもちろんのこと、特に以下の点にも注意してください。

- ・著作権・肖像権・プライバシー・個人情報など、第三者が保有する権利を尊重し、侵害しないようにする。
- ・ソーシャルメディアでのやり取りの中で知りえた他法人や相手先の言動を、相手先の許可なく公開しないようにする。また相手先を特定できるような表現や内容を使用しないようにする。
- ・ソーシャルメディア上で所属法人名、事業所名を公表する場合は投稿する意見や内容が個人のものであって組織を代表するものでないことを明記する。
- ・一度公開した情報は完全に削除できないと認識し、慎重に対応する。発信した情報に誤りが判明した場合は、速やかにその事実を公表する。
- ・特定企業の商品やサービスを評価する場合はその評価が相手先に不利益にならないように留意する。